

市役所からの お知らせ

国民健康保険

8月1日から
高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入する70歳～74歳の方に、新しい高齢受給者証を7月下旬に送付します。現在お持ちの高齢受給者証は7月末日までとなっていますので、8月以降は新しい高齢受給者証をご利用ください。

高齢受給者証は、毎年8月1日を基準に、70歳～74歳の国民健康保険被保険者の方について、同一世帯の住民税課税所得に応じて、負担割合を2割または3割と判定し、有効期

限を更新しています。なお、昭和19年4月1日以前生まれの方については、国の特例措置の対象となるため負担割合が1割となる場合があります。

▼新たに70歳になる方へ

新たに70歳になる方は、誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から高齢受給者証の適用対象となりますので、高齢受給者証を誕生月下旬（1日生まれの方は誕生月前月下旬）にお送りします。医療機関では保険証と高齢受給者証の両方を提示してください。

問合せ先 健康づくり課

☎ (275) 6374

保険料は年金から特別徴収（天引き）されます

次のすべての条件に該当する場合、保険料は世帯主の対象年金から特別徴収（天引き）されます。

- * 世帯主が国保被保険者
- * 世帯の国保加入者全員が65歳以上
- * 世帯主の特別徴収対象年金額が、18万円以上で、特別徴収額と介護保険料の合計額が対象年金額の2分の1を超えない場合

なお、特別徴収の対象となる方は7月本算定時の通知書に記載されています。

※年金からの特別徴収は、申し出により、口座振替に変更することができます。

問合せ先 健康づくり課

☎ (275) 6374

後期高齢者医療

被保険者証が変わります

8月から後期高齢者医療被保険者証が桃色に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留で送付します。有効期限は平成30年7月31日までの1年間となっております。

また、現在お持ちの被保険者証（薄緑色）の有効期限は、7月末日となっております。それ以後は使用できませんのでご注意ください。

なお、新しい被保険者証（桃色）は、お手元に届いたときから使用できます。

※有効期限の過ぎた被保険者証は、

破棄していただくか、担当窓口へ返却してください。

問合せ先 健康づくり課

☎ (275) 6392

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

限度額適用・標準負担額認定証は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。

現在、交付されている認定証の有効期間は7月末日までです。引き続き8月1日から有効となる減額認定証は、7月中旬から下旬に健康づくり課健康保険係から発送します。

また、これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望する場合、窓口で申請してください。

問合せ先 健康づくり課

☎ (275) 6392

後期高齢者医療制度の簡易申告制度

後期高齢者医療制度の保険料賦課決定や高額療養費の自己負担限度額判定のために府後期高齢者医療広域連合に所得額（所得額が「0円」の場合も含む）の申告が必要な場合があります。申告をされていない方は健康づくり課☎(275)6392へお問い合わせください。

保険料の決定（本算定）

平成29年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書（一体型）を7月中旬に送付しますので、ご確認ください。保険料の納入方法は、「年金から天引き（特別徴収）」と、納付書や口座振替等で納めていただく「普通徴収」の2通りになります。

また、年度途中に被保険者となられた方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

▼特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、

毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を天引きでお支払いいただきます。なお、年金額が年額18万円以上であっても後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象となる年金受給額の2分の1を超える方やその他の事情のある方は、普通徴収となります。

※特別徴収は口座振替に変更することができません。希望する方は通帳・届出印・被保険者証を持参のうえ、健康づくり課までお越しください。

▼普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年3月までの9期割りで納めていただきます。

問合先 健康づくり課

☎(275)6392

介護保険

高額介護サービス費の基準が変わります

介護サービスを利用する場合に支払っていただく利用者負担には月々の負担上限額が設定されています。

■手続きに必要なもの

①年金手帳 ②印鑑 ③平成28年1月1日以降に失業した方は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証・離職者支援資金の貸付決定通知書、上記書類に準ずる公的機関の証明のうちいずれか1つ

※平成29年1月2日以降に転入された方（本人・配偶者・世帯主）は、1月1日現在の居住地町村の所得証明書または非課税証明書が必要です。

国民年金

納付が困難な場合は、ご利用ください

保険料の免除・納付猶予制度

平成29年度（平成29年7月～30年6月）の免除・納付猶予を希望される方は、市役所の国民年金窓口で手続きを行ってください。日本年金機構において前年の所得などを審査した後、結果を通知します。

前年の所得の申告をされていない場合は、審査不能で却下になることがあります。なお、すでに納付された期間は、免除の対象とはなりません。

問合先 市民課☎(275)6241

	全額免除	納付猶予 (50歳未満)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料	全額を免除	納付を猶予	保険料の4分の3の金額を免除	保険料の半額を免除	保険料の4分の1の金額を免除
対象者	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者及び配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方
年金受給額	全額の保険料を納めた場合と比べて2分の1の金額	年金額には反映しません	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の5の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の6の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の7の金額
対象期間	平成29年7月分～平成30年6月分の保険料				
受給資格	年金を受けるための受給資格期間に算入されます				

※4分の3・半額・4分の1免除は、それぞれ免除された保険料の残額を納めなければ免除期間とはなりません。

高額介護サービス費は、1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です。

平成29年8月から、世帯のどなたかが市区町村税を課税されている場合、高額介護サービス費の負担の上限額（月額）が3万7200円から4万4400円に引き上げられます。※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯は、今後3年間、年額44万6400円の上限が設けられます。詳しくは、健幸づくり課☎(275)6329にお問い合わせください。

介護保険料納入通知書（本算定）を送付します

介護保険料は、平成29年4月1日現在の世帯構成と平成28年中の所得金額に応じて算定しています。保険料と支払い方法は次のとおりです。

▼特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金（老齢福祉年金は除く）を月額1万5千円以上受給している65歳以上の方は、保険料が年金から天引きされます。

7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間（4・6・8月）の保険料を差し引いた額が10月以降の保険料となります。

▼普通徴収

特別徴収以外の方は納付書や口座振替等で納めていただきます。

7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間（4・5・6月）の保険料を差し引いた額を本徴収期間（7月～翌年3月）で徴収します。

問合先 健幸づくり課

☎(275)6329

各種

年金請求書の 手続き漏れはありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間が「25年」から「10年」に短縮されることになりました。日本年金機構では、対象者に黄色の封筒でのご案内を送付しています。請求手続きをされていない方は、「ねんきんダイヤル☎0570(05)1165」で電話予約し、年金事務所で手続きを行ってください。

旧市民会館・図書館の 活用方針を策定しました

旧市民会館・図書館の再活用を図るべく、一般・事業者からアイデアを募集し、検討委員会で議論した結果、次のとおり活用方針を策定しましたのでその概要をお知らせします。

問合先 総合政策課 ☎(275)6138

※活用方針は事業を具体化していくに当たっての一定の方向付けを行うために策定したものであり、具体的な活用内容について決定したものではありません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

応募アイデアの状況

[一般向けアイデア募集…52件]

・体験施設・交流施設・イベントの開催など集客のためのアイデア・スポーツ関連・温泉・スーパー銭湯・野外ライブ用簡易舞台 ほか

[事業者向けアイデア募集…10件]

・健康プログラムやスポーツチームの拠点・飲食店・英語留学体験施設・温浴施設 ほか



旧市民会館



旧図書館

応募アイデアから考える未来

- ①アートシティとしての未来
- ②スポーツシティとしての未来
- ③健幸のまちとしての未来
- ④国際的なシティとしての未来
- ⑤夜景と海のまちとしての未来

今後の進め方

旧市民会館・図書館については、多様で魅力的な未来が構想されるアイデアをご応募いただきましたが、独立採算の事業を行う民間事業者を活用いただくことを想定しています。ご応募いただいたアイデアを踏まえながら、収益性やその前提となる集客性に関して、改めて民間事業者を対象にサウンディング型市場調査を行い、具体的な事業としていくためのご意見・ご提案の収集を進めていきます。

高石霊園墓地の 区画調査等を行います

高石霊園内の墓地の適切な維持管理・運営のため、墓地区画や使用者等の調査・確認を行い、墓地台帳を整備します。

調査は、お盆に調査員による調査票の配布等を予定しています。

また、調査に際して墓地区画の巻石等に番号札の貼付などを行うことがありますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

問合先 高石市泉大津市墓地組合

☎ (275) 6473

国民年金基金をご存知ですか

国民年金基金は、自営業者などの国民年金第1号被保険者の方々がより豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金法の規定に基づき、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せとして老後の所得保障の役割を果たすための公的な年金制度です。

掛金は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減さ

れ、将来受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるメリットがあります。

加入対象者は、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者または60歳以上65歳未満の方や海外に居住されて国民年金に任意加入している方です。ただし、同基金に加入中の方は、60歳になると加入資格が喪失するので、引き続き加入したい方は、改めて手続きが必要です。また、国民年金の付加年金・国民年金保険料の納付を免除（一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含む）されている人は加入できません。

問合先 府国民年金基金☎フリーダイヤル0120(65)4192

水道関連の悪質商法にご注意を

上下水道課の職員を装ったり、上下水道課からの指示だと偽って、浄水器等売りつけたり、点検等の名目で代金を請求する悪質商法が増えています。上下水道課では、水道器具の販売や点検、管の洗浄作業等で代金を請求することはありません。水道に関する事で訪問者があつた



弾道ミサイル落下時の 行動について

問合先 危機管理課 ☎(275)6245

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

・速やかな避難行動
・正確かつ迅速な情報収集
行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

Jアラートからのメッセージ(例)

直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに屋内に避難してください。

Jアラートからのメッセージが流れたら落ち着いて！

- **屋外にいる場合**
できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
※地下街や地下駅舎などの地下施設
- **建物がない場合**
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- **屋内にいる場合**
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

詳しくはこちらをご覧ください。

内閣官房
国民保護ポータルサイト
をご覧ください。



<http://www.kokuminhogo.go.jp>

スマートフォン・カメラ付き携帯電話用QRコード▲

場合、身分証明書の提示を求め、不審に思った時は上下水道課 ☎(275) 6426(こ)相談ください。
断っているにもかかわらず強引に勧誘されたり、悪質な被害にあった場合は、高石警察署 ☎(265) 1234へ通報してください。

水道水の品質検査結果

項目	基準値	検査結果値
一般細菌	1ml中100以下	1
大腸菌群	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.69mg/l
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未滿
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未滿
塩化物イオン	200mg/l以下	18mg/l
有機物(全有機炭素の量)	3mg/l以下	0.7mg/l
pH値	5.8~8.6	7.56
平均遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.5mg/l
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未滿
濁度	2度以下	0.1度未滿

※平成29年5月採水分
※表の値は、本市の代表的な水質値
※基準値は、水道法に定める値
※mg/lとは、水道水1L中に溶けている物質の重さ
なお、水質検査計画と検査結果の

詳細は、行政資料コーナー及び上下水道課の窓口で閲覧できます。
問合せ 上下水道課
☎(275) 6426

有料普通ごみ処理券・粗大ごみ処理券取扱所の指定解除

次の事業所についてごみ処理券取扱所の指定を解除しました。
■ファミリーマート高石綾園一丁目店「綾園1・4・3」

問合せ 生活環境課
☎(275) 6266

ガラスによるごみの被害を防ぐために

ガラスなどによってごみが散乱する被害が増えています。こうしたごみの被害を防ぐために次の対策を心がけましょう。

対策 生ゴミを減らす・生ゴミが外から見えないようにする・防鳥ネットやゴミ箱を使う

問合せ 生活環境課
☎(275) 6266

平成29年度の 地区自治会長が 決まりました。

各自治会では会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

また、まちの美化や自主防災活動の推進、防犯活動、防犯灯の維持管理、レクリエーション事業、広報紙などの配付、回覧や会報などによる情報提供等、様々な活動を行っています。

問合せ先 秘書課広報・市民活動推進係
☎(275) 6082

高陽校区

- 第一区 阪口千代治
- 第二区 駒崎順次
- 高石綾園住宅 江口弘伸
- 高南 藤本睦朗
- 綾園7丁目 明石 進
- 高石サンタウン 土橋 登

高石校区

- 第三区 永山健二
- 第四区 川崎紀夫
- 第五区 船留眞一
- 第六区 森 博英
- 第七区 関 正男
- 第八区 筆野忠志

加茂校区

- 綾井住宅 村上颯月
- 三井化学 桑村浩樹
- 綾井南海住宅 岩橋哲也
- 西取石3丁目 山野一夫
- 自由ヶ丘 柴田正明
- 伽羅橋荘苑 澤田 滋
- 高石D地区 仁科隆行

東羽衣校区

- 旭ヶ丘 竹内慎一
- 第九区 西中 隆
- 第十区 原野昭夫
- 第13区東羽衣 鈴木 保
- 羽衣荘園地区 福田泰久
- 東羽衣荘苑 植松 隆

羽衣校区

- 第11区 西川健治
- 第12区 吉田和光
- 第13区 出口凱嗣

清高校区

- 綾井 上田一雄
- 大園 東野隆史
- 平坂荘園 山路駒子
- 朝日荘園 水本文宏
- 大 一 高松 明
- 昭和園 二宮年春
- 高スカイハイツ 佐治哲夫
- 西取石7丁目 藤田政明
- コーポビル 高島己和

取石校区

- 土生 嶋田憲一
- 新家 北川年郎
- 富木 寺島 誠
- 富木府住 譜久山誠
- 富之里 小谷哲夫
- 富木南住宅 高松正代
- 新家住宅 中村洋一
- 取石住宅 東向郁子
- 取石中央 金崎誠寛
- 取石第一住宅 大西義浩
- 取石3区 嶋本和幸
- 南取石 登 勲男
- JR富木社宅 速水正樹
- 大 歳 大田光洋

《連合自治会の役職》

会 長	藤田政明	会 計	明石 進	理 事	駒崎順次	理 事	東野隆史
副会長	森 博英	会 計	鈴木 保	理 事	関 正男	理 事	村上颯月
副会長	西中 隆	会計監査	柴田正明	理 事	筆野忠志	理 事	嶋田憲一
副会長	小谷哲夫	会計監査	譜久山誠	理 事	吉田和光		(敬称略・順不同)

「打ち水大作戦」参加者募集！ 打ち水で暑い夏を涼みませんか

打ち水は地面にまいた水が蒸発することで、地表面の熱を奪い周囲の気温を下げる効果があり、地球温暖化対策にもつながります。お風呂の残り湯や雨水などを利用して打ち水を行うことで涼んでみませんか？

「打ち水大作戦」に取り組んでいただけの方や団体を募集します。

期間 7月23日～8月23日

対象 市内在住・在勤・在学の方及び市内団体

申込 7月21日までに生活環境課に設置している申込票（ホームページからダウンロード可）を持参または郵送・FAX・Eメールで生活環境課へ「FAX：(267) 3078、Eメール：uchimizu-t@city.takaishi.jp」

光化学スモッグの予報・注意報が発令されたら…

屋外での激しい運動や水泳などは避け、屋内へ入ってください。また、目がチカチカしたりのが痛くなっ

たりした時には、水道水で目を洗ったりうがいをしたりして、しばらく安静にしましょう。被害に遭われた場合には、最寄りの保健所または市役所などへ連絡をお願いします。

また、大阪府では光化学スモッグの発令情報に関するメール配信サービスやインターネットでの詳細な情報発信を行っています。

[P: <http://taikikankyo.pref.osaka.jp/taikikanshi/>]

■光化学スモッグとは…

自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線に反応して生成されます。人体への影響としては、目やのどの刺激を中心とする被害が報告されています。

問合せ 生活環境課

☎ (275) 6254

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉
〈都市計画税〉
第2期分

7月31日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

「無料体験」のはずが…

スポーツ施設会員に申し込むことに



広告を見てスポーツ施設の無料体験に行ったところ、いきなり契約書への記入を求められ「1万5千円の入会金を特別に5千円に割引くので、一緒に3カ月分の会費を前払いするように」と言われた。夫の介護もあり、続けられるか不安だったが、契約書を記入しなければ体験もできないような雰囲気負け、記入してしまった。帰宅してから確認すると、「脱会する場合は違約金がかかる」とあり不安だ。(70歳代女性)



広告などに「無料」と書いてあっても、何が無料なのかははっきりしない場合があります。申し込む際は、「無料」となる内容や範囲、有料の契約を結ぶ前提があるのかを確認しましょう。「特別割引」など特典を強調して契約を迫られても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。契約する気持ちがなければ、きっぱり断ることも大切です。不安に思ったら、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日
※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

まっぼっくり

平和の尊さを語り継ぐ

本市では平成26年度から、次世代に戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えることを目的とした、高石市戦争の語り部事業を行っています。これまで、語り部による講話会を、毎年市内各小・中学校の児童、生徒を対象に実施しました。今月号の後半と8月号では、3人の講話会でのお話を紹介します。中山フク子さん（加茂在住）の「戦時中の陸軍特別看護生としての体験」、そして8月号では梅原重信さん（高師浜在住）の「悲しい、つらい、恐ろしい戦争の体験」と、久我隆英さん（東羽衣在住）の「堺大空襲の長い一日の体験」のお話です。戦争の悲惨さと平和の尊さに思いを寄せていただければと思います。

それでは、中山フク子さんのお話です。

『私は昭和3年に熊本県で生まれ、昭和5年からは中国の大連という日本人が多く住む恵まれた環境のもとで暮らしてきました。昭和16年の戦争が始まった頃は高等女学校の1年生で、昭和19年には「お国のために役立つたい」との思いで、陸軍特別看護婦を養成する制度に死を覚

悟して志願しました。以来、学校に籍を置きながら、親元を離れ陸軍病院に入隊し基礎教育と訓練を受けました。

看護生としての一日は、起床ラッパで起き、身支度、毛布をたたみ洗面、内務班内の整頓等を済ませ、階段をかけ降り編上靴を履いて班毎整列、点呼、朝礼、軍人勅諭の暗唱から始まり、消灯ラッパで終わります。その間、看護学、解剖、細菌学、薬学、包帯術等、さらには軍人としての教育は、陸軍病院服務規則、軍隊内務令、戦陣訓、陸軍刑法等で、学外では担架訓練や部隊の演習にも参加して、救護の教育もあり厳しいものでした。生徒たちは志願して入隊したので、よく耐えよく頑張りました。

昭和20年3月には実習のため満州第900部隊大連陸軍病院に配属されましたが、終戦とともに除隊し親元に帰りました。残った部隊の人達は、大連の収容所に入れられ、ソ連に抑留された人達もいます。

戦後は、ソ連領になって治安も悪くなり、親を亡くし、2年後ほとんどの物を失って引揚げ、帰国後の生活も悲しみと苦難が

続きましたが、陸軍特別看護生として軍人として鍛えられたため、何事にも耐えて生き抜く強い人間になれたと思います。その後は看護婦の免許を取得し、定年まで看護職を続けてきました。外地での終戦、軍にいた証明になる物は燃やせとの命令で、軍関係の物や写真まで燃やし、当時を確かめる史料もほとんどありません。

戦争は、多くの人を不幸にしました。広島や長崎での原爆投下で被爆された人、沖繩で戦火にあった人、空襲を体験した人等、外地や都会、住んでいた所居た場所等で、体験の違いがあります。空襲におびえ、親を亡くし孤児となり、おなかをすかせた戦争中の子どもたちは哀れです。皆さんには、悲惨な戦争の体験をさせたくありません。大人はさせてはならないので二度と戦争のない、この平和が続くことを願わずにはおられません。』

人権推進課
☎(275) 6279

地元での人材確保に！自社魅力発信に！

泉北就職情報フェア “合同就職面接会”

地元で仕事を探している方を対象に合同就職面接会を開催します。求人を検討されている事業所の参加をお待ちしています。

日時 10月23日(月) 13:00~16:30

場所 忠岡町シビックセンター(南館2階)

募集 15社(先着順) **参加料** 無料

申込・問合先 8月10日までに経済課 ☎(275)6149へ

自転車安全運転講習会

日程	時間	場所
7月22日(土)	午前10時~10時50分	市役所 (別館1階)
7月26日(水)	午前10時~10時50分	

対象 市内在住の小学生と保護者と65歳以上の方

募集 各50人(先着順) **参加費** 無料

申込 7月19日までに土木公園課(電話申込可)

問合先 土木公園課 ☎(275)6478

※講習会受講後に自転車用ヘルメットを購入されると購入費用の半額(上限2000円)を補助します。申請書は講習会で配付します。

平成28年度

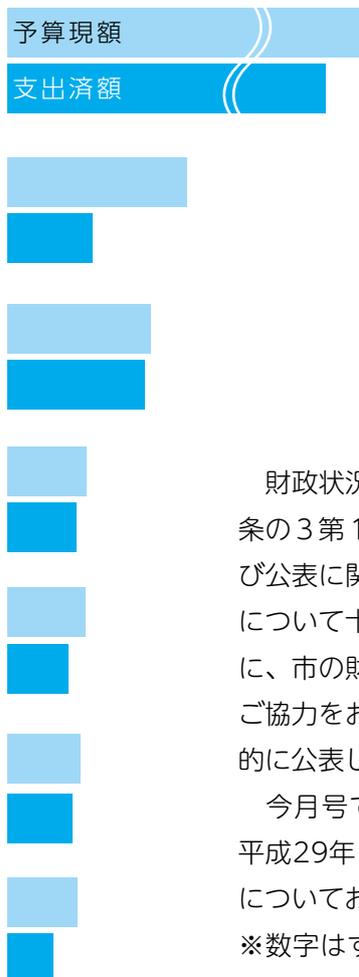
財政状況を公表します

問合せ先
財政課 ☎(275)6084

歳出

■ 予算現額 257億9,038万3千円
■ 支払済額 202億763万4千円
■ 支払率 78.4%

民生費	102億7,165万5千円
医療費の助成 福祉施策など	88億5,546万円
土木費	45億2,452万9千円
道路・公園河川の 整備事業など	21億3,393万5千円
公債費	35億4,232万5千円
市の借入金の元金 利子償還金など	34億7,667万8千円
教育費	20億3,878万8千円
学校施設の設備 図書館の管理運営など	16億6,727万3千円
総務費	19億4,795万9千円
市税の賦課・戸籍 選挙事務など	13億4,999万9千円
衛生費	17億7,590万5千円
健康づくり・ごみ処理 リサイクル推進など	15億7,979万8千円
その他	16億8,922万2千円
消防・産業・農業 振興など	11億4,449万1千円



財政状況の公表は、地方自治法第243条の3第1項並びに「財政状況」の作成及び公表に関する条例に基づき、市の財政について十分なご理解をいただくとともに、市の財政運営に対して、より一層のご協力をお願いするために毎年2回定期的に公表しているものです。

今月号では、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの市の財政状況についてお知らせします。

※数字はすべて平成29年3月31日現在のものです

特別会計

(千円)

特別会計とは、一般会計とは切り離して独立した経理が行われる会計のことをいいます。各特別会計には予算があり、一般会計における単一会計主義の原則に対する例外とされています。特別会計は、下水道や国民健康保険などの事業における使用料や保険料などの歳入をもってそれぞれの事業を行います。

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
国民健康保険	8,906,585	6,940,277	8,467,133
公共下水道事業	2,773,134	2,366,749	2,355,553
墓地事業	7,911	6,184	6,184
介護保険	4,895,378	4,541,997	4,239,745
後期高齢者医療保険	800,526	772,061	684,711

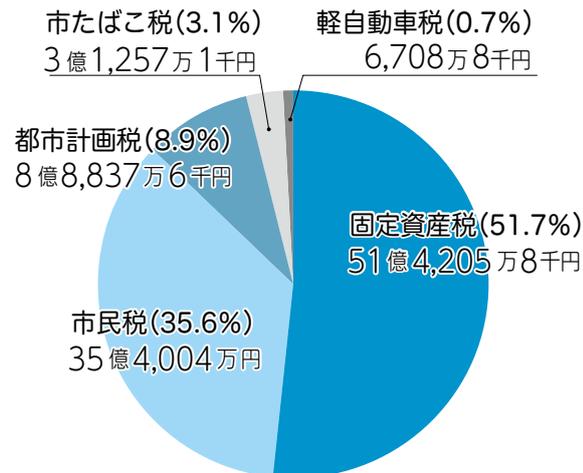
市税収入の内訳

市の歳入の大半は、市民の皆さんから納めていただく市税によって成り立っています。

平成28年度の市税収入は平成29年3月31日現在で99億5,013万3千円となっています。市民1人あたりに換算すると171,489円となります。

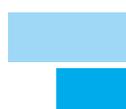
このお金は、保健や福祉、道路、学校、公園など、市民の皆さんの生活を豊かにするために役立てられています。

なお、都市計画税は、街路、下水道、公園等の都市計画事業に充当されています。



歳入

■ 予算現額	257億9,038万3千円
■ 収入済額	207億7,131万3千円
■ 収入率	80.5%



103億9,300万円	市税	皆さんに納めていただいた税金
99億5,013万3千円		
54億7,672万7千円	国庫支出金	国からの負担金や補助金など
43億3,727万8千円		
28億9,600万円	市債	国や銀行などからの借入金
13億9,837万円		
17億9,576万9千円	府支出金	府からの負担金や補助金など
10億7,014万5千円		
14億7,861万5千円	地方交付税	国税の一部から市の財政状況に応じて交付されるお金
14億6,812万4千円		
11億3,000万円	地方消費税交付金	人口等により配分される消費税の地方分
9億8,415万2千円		
26億2,027万2千円	その他	繰入金や諸収入、地方譲与税など
15億6,311万1千円		

水道事業会計

水道事業会計は企業会計方式により経理を行っており、財政状態を表す「貸借対照表」と経営成績を表す「損益計算書」で決算を表します。水道事業は皆さんの水道料金の収入をもって配水管や配水場施設の更新・維持管理等を行い、安全で安心な給水サービスに努めています。

貸借対照表

資産		負債・資本	
流動資産	2,108,935	流動負債	440,059
		固定負債	1,192,587
固定資産	3,813,597	繰延収益	938,897
		資本	3,350,989
〔減価償却累計額〕	△4,705,618		
合計	5,922,532	合計	5,922,532

損益計算書

費用		収益	
営業費用	1,239,242	営業収益	1,248,092
営業外費用	22,052		
		営業外収益	77,954
特別損失	627		
当年度純利益	64,125		
合計	1,326,046	合計	1,326,046

※消費税抜

※消費税抜

市の借入金

公債の残高と土地開発公社に対する債務保証額の合計が、実質的な後年の債務となります。

公債の残高 **562億9,628万2千円**

公債とは、主に道路や学校、公園などの建設事業等に充当するために、市が国や金融機関等から借り入れた債務のことです。

安全・安心・防災等の事業を推進するため、将来の償還を見据えながら、計画的に借り入れを行っています。

(千円)

会計等		未償還元金
会計	一般会計	35,939,957
	公共下水道事業特別会計	15,035,349
	水道事業会計	1,100,547
小計		52,075,853
一部事務組合	泉北環境整備施設組合	4,135,927
	公共下水道	3,632,273
	ごみ処理	444,558
	し尿処理	46,433
	下水道(都市下水路)	856
	廃棄物発電	516
	その他	11,291
	高石市泉大津市墓地組合	84,502
小計		4,220,429
合計		56,296,282

土地開発公社に対する債務保証額 **14億1,500万円**

市では、平成25年度、第三セクター等改革推進債を活用するなどして、土地開発公社の債務の大幅な解消を行いました。

現在、公社の保有する土地は、以下のとおり都市計画道路南海中央線用地約28億円です。この取得費用は、市からの借入金約13億円を除き、金融機関からの借入金14億1,500万円で賄っており、市が債務保証を行っています。

今後、公社が先行取得している用地の計画的な買い戻しを進め、債務の全面的な解消を図り、平成32年度までに解散させるべく取り組んでいきます。

	保有面積(m ²)	保有高(千円)
南海中央線用地	3,799.9	2,825,015

実質的な後年の債務 (上記の合計)

577億1,128万2千円

■ 一時借入金現在高

一時的な現金不足が生じた場合に、その支払い資金の不足を補うために金融機関等から借り入れるもので、その年度内に償還されます。年度内に償還されるという点で、公債と区別されています。

国民健康保険特別会計・・・18億5,000万円

市有財産

目的基金等

60億9,665万5千円

※目的基金等のうち、一般会計が29億2千万円の借り入れを行っており、実質的な目的基金等は31億7,665万5千円となります。

▼目的基金等の内訳

(千円)

財政調整基金	2,490,311
保健医療基金	2,468,629
泉北3区公共施設整備基金	12,807
公共施設整備基金	2,026
福祉基金	51,214
緑化基金	111,345
奨学基金	29,341
文化・スポーツ・国際交流振興基金	35,648
土地開発基金	573,441
介護保険給付費準備基金	149,138
市営浜墓地基金	48,684
石油貯蔵施設立地対策等基金	124,071

土地 610,836.81 m² 建物 194,384.64 m²

財産区基金

財産区基金とは当該地区住民の総意に基づき地区の施設整備等を図るなど、市民福祉の向上のために資する基金です。

(千円)

基金名	現在高
今在家(上池関係地区)地区整備基金	29,978
南(長取石池関係地区)地区整備基金	18,044
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南(旧取石池関係地区)地区整備基金	6,945
合計	54,967